

改正 2019年8月8日

(目的)

第1条 この規程は、同志社大学学則第30条、同志社大学大学院学則第23条及び同志社大学専門職大学院学則第32条に規定する学生の懲戒に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、学部学生及び大学院学生をいう。

2 この規程において「学部等」とは、学部、研究科及び国際教育インスティテュートをいう。

3 この規程において「学部長等」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、国際教育インスティテュートにおいては国際連携推進機構長をいう。

4 この規程において「教授会等」とは、学部においては学部教授会、研究科においては研究科教授会又は研究科委員会、国際教育インスティテュートにおいては国際教育インスティテュート委員会をいう。

(懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となりうる行為は、次の各号のとおりとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 著しく人権を侵害する行為
- (3) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (6) 本学の名誉・信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第4条 懲戒の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) けん責は、学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書により注意する。
 - (2) 停学は、有期又は無期とし、その期間、学生の教育課程の履修、課外活動等を禁止する。
 - (3) 退学は、学生としての身分を失わせる。この場合、原則として再入学は認めない。
- 2 停学の期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。
- 3 学部長等は、第1項に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(事実関係の調査等)

第5条 学部長等は、懲戒の対象となりうる事案を把握した場合、学長にその旨を報告のうえ、慎重かつ速やかに当該事案に係る事実関係の調査を行わなければならない。

2 前項の調査にあたり、学部長等は、第3条の各号のいずれかに該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して調査する旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

3 学部長等は、前2項の調査結果を教授会等の審議に付し、懲戒の要否にかかわらず、見解（事実の確認、処分量定等）を明示し、学長に文書で報告しなければならない。

4 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、当該学部長等に説明を求め、再検討を指示することができる。

5 学部長等は、前項の学長の指示に基づいて、教授会等の審議に付し、懲戒の要否にかかわらず、見解（事実の確認、処分量定等）を明示し、学長に文書で報告しなければならない。

6 学部長等は、第3項の規定にかかわらず、懲戒の対象となりうる事案が、所属する学部等が異なる複数の学生によって引き起こされたものであることが判明した場合は、懲戒の要否にかかわらず、教授会等の審議を経る前に、第1項及び第2項の調査結果及び懲戒の相当性等に関する意見を学長

に報告し、その後の手続きは、第6条から第9条の規定によるものとする。

(調査委員会の設置)

第6条 懲戒の対象となりうる事案が、所属する学部等が異なる複数の学生によって引き起こされたものであることが判明した場合には、学長は、必要に応じて調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、学部長等からの報告に基づき、事実の確認、懲戒の要否、処分量定等について審議を付託する。

(委員会の構成員等)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、学生支援機構長を委員長とする。

- (1) 学生支援機構長
 - (2) 学生支援センター所長
 - (3) 当該学部長等
 - (4) 学部長等から学長が指名するもの3名（当該学部長等を除く）
 - (5) 当該学部等の学生主任、教務主任又は研究科専攻教務主任いずれかの中から1名
 - (6) その他学長が指名するもの若干名
- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決する。
 - 3 委員は、委員会の調査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
 - 4 委員会の事務は、今出川校地学生支援課及び京田辺校地学生支援課が行う。

(委員会による審議)

第8条 委員会は、必要に応じて当該学生及び当該学生の所属学部等から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

- 2 委員会は、当該学生に対して、事情聴取する旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。
- 3 委員会は、審議経過及び審議に基づく委員会の見解（事実の確認、懲戒の要否、処分量定等）を学長に文書で報告する。
- 4 委員会は、前項に基づく学長への報告をもって解散するものとする。

(所属する学部等が異なる複数の学生によって引き起こされた事案の教授会等での審議)

第9条 学長は、所属する学部等が異なる複数の学生によって引き起こされた事案について、前条第3項により委員会から報告のあった審議経過及び審議に基づく委員会の見解（事実の確認、懲戒の要否、処分量定等）又はその他調整による学長の見解（事実の確認、懲戒の要否、処分量定等）を学部長等に文書で報告するものとする。

- 2 学部長等は、前項の報告に基づき、教授会等の審議に付し、懲戒の要否にかかわらず、見解（事実の確認、処分量定等）を明示し、学長に文書で報告しなければならない。
- 3 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、当該学部長等に説明を求め、再検討を指示することができる。
- 4 学部長等は、前項の学長の指示に基づいて、教授会等の審議に付し、懲戒の要否にかかわらず、見解(事実の確認、処分量定等)を明示し、学長に文書で報告しなければならない。
- 5 学長は、教授会等の見解が著しく異なる場合、調査委員会を改めて設置することができる。この場合は、第6条から第8条の規定に準じる。

(自宅謹慎)

第10条 学部長等は、必要と認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 学長は、第5条第3項若しくは第5項の報告又は第9条第2項若しくは第4項の報告に基づき、懲戒の要否及び処分の内容を決定し、その処分の理由を付した懲戒処分書を発して、学部長等に対し、その処分をとるように指示するものとする。

- 2 前項の指示に基づき、学部長等は当該学生に対して、学長が発した懲戒処分書を交付する。
- 3 第1項において、教授会等の見解と異なる決定をする場合は、学長は、当該教授会に対して、当該決定に関する見解を述べることができる。

(再審査請求)

第12条 懲戒処分書の交付を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、学長に対して再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、当該学部長等に対しその旨を指示し、当該学部長等は、再審査結果を学長に報告する。

3 学長は、所属する学部等が異なる複数の学生によって引き起こされた事案である場合は、必要に応じて委員会を設置し、前項の再審査結果報告に基づき、事実の確認、懲戒の要否、処分量定等について審議を付託する。

4 学長は、再審査の結果により懲戒の内容を変更したときは、既に決定した処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第13条 学部長等は、停学処分を受けた学生の反省の度合い等を勘案し、教授会等の審議に付して、学長に停学期間の短縮又は無期停学の解除を申し出ることができる。

2 学長は、停学処分を受けた学生が、所属する学部等が異なる複数の学生によって引き起こされた事案によるものである場合は、必要に応じて委員会を設置し、学部長等からの申出に基づき、停学期間の短縮又は無期停学の解除について審議を付託する。

3 学長は、第1項の申出又は前項の審議結果に基づき、当該停学の期間の短縮又は解除の時期を決定することができる。

4 学長は、前項の決定に基づき、その決定の理由を付した措置書を発して、学部長等に対し、その措置をとるよう指示するものとする。

5 前項の指示に基づき、学部長等は当該学生に対して、学長が発した措置書を交付する。

(懲戒に関する記録)

第14条 学部長等は、懲戒の内容を成績原簿の学籍異動欄に記録する。

(学籍の異動)

第15条 学部長等は、懲戒処分が決定する前に、当該学生から、退学又は休学の申出があったときは、この申出を保留することができる。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、休学を取り消す。

3 停学期間中の学生から退学の申出があったときは、これを認めることがある。

(停学期間中の指導)

第16条 学部長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学生主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年9月1日から施行する。